

平成 26 年 9 月 12 日（金曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成26年9月12日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (魚 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

監査委員会部局

代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事務局長

阿部 明 広 君

事務局職員出席者

事務局長

芳 賀 俊 幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三 浦 勝 美

議事日程 第4号

平成26年9月12日(金曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 98号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 99号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第100号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第101号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第 6 議案第102号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第 7 議案第103号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第 8 議案第104号 南三陸町安全・安心なまちづくり条例制定について
- 第 9 議案第105号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第106号 財産の取得について
- 第11 議案第107号 町有林樹木の売払いについて
- 第12 議案第108号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第13 議案第109号 南三陸町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第14 議案第110号 町道路線の認定について
- 第15 議案第111号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 1 6 議案第 1 1 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第 1 7 議案第 1 1 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第 1 8 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度南三陸町一般会計補正予算（第 4 号）
 - 第 1 9 議案第 1 1 5 号 平成 2 6 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 2 0 議案第 1 1 6 号 平成 2 6 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 2 1 議案第 1 1 7 号 平成 2 6 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 2 2 報告第 5 号 平成 2 5 年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
 - 第 2 3 報告第 6 号 平成 2 5 年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 7 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会4日目でございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、8番佐藤宣明君、9番阿部建君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 議案第98号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第98号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第98号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可に係る規定を追加したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、議案第98号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

この条例は、町のごみやし尿などの廃棄物の処理について定めた条例でございます。

参考資料のほうの3ページ、新旧対照表をお開き願います。

下線部、アンダーラインが改正点となっております。本資料中、法といたしますのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律を示しております。

まず、改正条項となります第2条でございますけれども、これは一般廃棄物処理計画の周知方法を規定した条文でございます。現行では、その周知方法といたしまして告示をするということになってございますけれども、法の第6条第2項において「市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない」と規定してございます。ですので、この法律の周知方法に即して「告示」を「公表」に改める文言の修正を行うものでございます。

次に、第12条でございます。これは、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に係る改正になります。法第7条におきまして、一般廃棄物を「業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない」という規定がございます。この一般廃棄物処理業の許可は、法第7条第1項に規定いたします、いわゆる一般廃棄物を集めて運搬する収集運搬業の許可と、それから同7条第6項に規定がございます集めた廃棄物を処理する処分業の許可というこの2つの種類に分かれております。当町の現行の条例におきましては、収集運搬業の許可についての規定のみがありますが、処分業に係る規定がございませんので、今般処分業に係る規定を追加するものでございます。

あわせて、同条中また同様 同様とする通例の条例の言い回しに文言を修正するものでございます。

改正の背景といたしましては、ご案内のとおり町では今年度からバイオガス事業を進めているところでございますけれども、生ごみやし尿汚泥を処理しますバイオガス施設といたしますものは、いわゆるごみ処理施設となつてございまして、一般廃棄物処理施設に該当いたします。施設の設置につきましては、県が設置許可を行いますけれども、施設の稼働に伴いまして、一般廃棄物の業を行うということにつきましては町の許可が必要となつてまいりますので、今般条例の一部を改正するというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の条例改正ということで、文言の修正、「告示」から「公表」とい

う形になったかと思うんですが、告示であれば想像もつくんですが、公表ということになりますとどういった手法で公表するのか。公表の仕方といいますか、それはどういうふうになるのか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 広く町民の方々に知っていただくということもございますので、ホームページに掲載したりとか、それから広報紙、そういったものにつきましても出していくということで、公表という言葉を使わせていただいております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番です。

このバイオのガス事業は、現在、間もなく改正になるということなんですけれども、どれぐらい進んでいるというか、もう手がつけられているのかどうか、その状況を教えていただきたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今現在、バイオガス施設につきましてどのような施設にするかという基礎の設計の段階になってきてございます。

それとあわせて、県のほうに都市計画並びにそういった手続を進めているところでございまして、実際に施設の建設等が始まるのは来年1月あたりから始まる予定になってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 施設に関してはわかりましたので、実際の収集というのは大体いつごろからを見込んでいるか、それだけ教えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 実際に住民の方々にごみの分別等をしていただく時期といいますのは、大体1年後ぐらいの来年の9月ごろになる見込みだというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第 99号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

日程第4 議案第100号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第99号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第100号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第99号及び議案第100号の2議案、南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2案は、議案第99号においては中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、また議案第100号においては柘沢地区に整備中の災害公営住宅について町営住宅として追加したいため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

今回、町営住宅の管理条例、2件提案をさせていただいております。それぞれ施行日が違う

ために、今回あえて2つに分けておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

初めに、第99号でございます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、いわゆる残留孤児に対する支援に関する法律の名称が改正をされております。

議案書の4ページをお開き願いたいと思いますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に名称が改められております。この部分を条例に引用されておりますので、今回条例の改正をすることになりました。

具体的内容を申し上げますと、同法の中で支援の対象者は「残留邦人等」というのがこれまでの規定でございました。今回の改正によりまして、「残留邦人等」の下に「及びそのような環境にあった残留邦人等と長年にわたり苦勞を共にしてきた特定配偶者」を加えるということでございます。具体的に申し上げますと、中国本土にいた際に既に婚姻をなされていて配偶者がいる方、その配偶者も対象にすることによって改定になってございます。

それで、条例でどういうふうに影響があるかということでございますけれども、議案関係参考資料の4ページをお開き願いたいと思います。

今回、同法の記載がございますのが、条例の6条の2でございます。ご存じのように、町営住宅につきましては単独での入居は原則的にできないことになっております。6条の2につきましては、その例外規定を設けているものでございます。これまで、その例外規定の中に残留邦人であった方本人については単独でも入居ができるという規定でございましたが、それに加えて、もし一方の配偶者が亡くなっていわゆる中国国籍の方が帰化した場合について、一方の配偶者1人でも入居ができるというふうに改定になったということをご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、この施行日につきましては、26年10月1日からの施行と考えております。

次に、第100号でございます。

現在、梶沢地区におきまして災害公営住宅の工事を進めているところでございます。完成につきましては、年内の完成を目途に現在進めているところでございます。本来であれば、施設が完成した後に条例の整備というのが基本的な考え方でございますが、なるべく被災者の方に早く入居をしていただきたいということで、施設の完成前ではございますが、今回条例の設置を提案したところでございます。

具体的には、関係参考資料の5ページに記載をしております。1つは敷金の免除について、これまで災害公営住宅につきましても、被災された方が入居する場合、免除をすると。それから、駐車場の補償金についても同じ取り扱いをしておりました。この取り扱いを柘沢復興住宅にも適用させていただきたいと。期間につきましては、29年の3月31日までということでございます。

それと、別表の第1に「名足復興住宅」のその次に「柘沢復興住宅」を追加すると。同じく、別表の第2に「名足復興住宅の駐車場」の次に「町営柘沢復興住宅の駐車場」を追加させていただきたいということでございます。

それから、議案書の4ページに戻っていただきたいと思えます。

今回の附則といたしまして、完成は12月中を目途に施工、工事を進めているわけですが、完成後に入居手続を開始したのでは、また1カ月、2カ月時間を要することから、完成前に入居の手続を工事とあわせてさせていただきたいということを記載してございます。

なお、この条例の施行日につきましては、まだ具体の完成日について提示できる段階ではございませんので、それらがわかった段階で規則のほうで定めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町営住宅の条例改正、99と100ということであります。その99号、課長からのいろんな説明を受けまして、今回の場合も中国の残留孤児の関係。その特別配偶者もこの入居の範囲に入るといような。そのときに、原則として、原則といいますか、国内の方、町内の方、1人では入居できないというお話でありました。もちろん条例の中にもうたっております。2人で入っていて、例えば夫婦仲が悪くなったと。離婚をしたと。そうなる、異動届なりなんなりが出てお1人になったと。その際には、入居要件には入らなくなると思うんですね。入居をしたときには2人だったから、入居した後に1人になってもずっと入っていることができるのかどうかですね。その段階で入居要件から外れてしまうんじゃないかということ。

それから、もう1つは、実質法的に、法律上、離婚しなくても、別居していたと。別居。同居しないと。その際には、法律上はまだ夫婦だから入居要件ですよということになるのか、実質の生活の中で実質別居で1人しか入っていないと。その際には、どのようなことになる

のか。

それから、その別居の関係なんですけど、例えば1カ月別居していたから1人だということなのか、その期間があるのかどうかね。定める期間が。その辺がどうなっているのか。大変お手数おかけいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入居の際の審査の中で、単独では基本的にはだめだということになっております。当然、いづれ入居後にいろんな事情が多分生じるかとは思ひます。でも、議員さんおっしゃるように、その後のいろんな関係でたまたま1人になったということも当然考えられるわけがございますけれども、今のところそういうケースに関しては継続をさせていただひているものがござひます。

ただ、それも条例の中にいろんな例外規定がございますので、それに該当する場合を基本としていただひるところでござひます。

それと、その別居ですけれども、最初から別居状態の方が入居するということは、これは不可能でござひます。基本的には、入居届の中に同居する方の名簿も入れていただひて、それから住民票も移転していただくということになりますので、まだ離婚はしないだけけれども別居だけ、事実的な離婚はしていただひると。ただ、戸籍上、夫婦関係がまだ保たれていただひるという場合については、実質で判断をしたいと思ひております。

それから、入居途中で別居が生じたときということですが、こちらの判断とすれば、変更届、異動届を出していただくということが原則でござひますので、それをもって同居しているかどうかの判断をさせていただきたいと思ひていただひます。ただ、それが誰から見ても明らかに別居をしている、または単独で住んでいただひるということであれば、こちらから促して変更届を出していただくように、そういうお願ひといひますか要請は各自にいただひるところでござひます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初は夫婦間であつて、離婚が成立したと。1人でいただひると。いろんな要件の中にも1人で生活できるような要件があると思ひますね、要件が。1人でもね。その要件から外れた場合、外れた場合といひるか、1人でも生活できる内容でない方に対しての町の対応の仕方、どういふふうな対応ができるのか。それは、それを町がこれはどうしても入居要件に入らないとそうわかつた段階から、退居してほしいとか出ていってほしいといひる旨の通知といひるのは、期間といひるのはあるんですかね。何日までにそういった通告なり何を出

さなきゃならないというのは、いつまでも出さなくても、ずっとやっていていいんですかね、1年も2年も。期間が定まっていないから、やる気を起こしたらやりましょうみたいな、でいいのかどうか。その辺がどうなっているのか、条例上といいますか、この住宅の法令上。わかった段階からで、すぐやるのではないんですかね。その辺いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 条例上は、入居それから入居中であっても、いろいろな条例に反することがあれば、当然町のほうから勧告といいますか、そういう形ではやらなければならないというふうに考えております。ただ、何日以内にやれという、当然、今議員さんおっしゃるように規定は今のところないようでございます。ただ、退居等に当たっても、あくまでも勧告はできるんですが、強制ができないというところがございます。あくまでも勧告に対して、任意で肉親の方に対応していただくということになりますので、ただどうしてもそこで正常な他の入居者も含めて生活が営めないという場合も中には多分あるのかなと思いますが、そうした場合には、これは大変手間はかかるんですが、訴訟で、裁判でもって決着をするというのが一般的なやり方だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、課長からその周りの住民の方々の生活を脅かすような状況であれば、いろいろと手法もあるみたいな話なんだけれども、どういった手法が手っ取り早いんですかね。これは、町として非常に困っている住民がいるのは事実ということも、課長もご存じかと思うんですがね。非常に困っております。何かいい方法があれば、訴訟ということになりますと、町が訴訟を起こすんですか。その地域住民じゃなくね。それは、いつごろやる予定というか、その期間がね。やっぱり周りの方々というのは夜、寝られないと言うのっしや。むしろ周りの方々を今心配している状況ですので、早く何とかありませんかね、議員さん、議員さんって、私も議員をやっているために相談をかけられるんです。私こそ寝られなくなってきます。だんだんにここに出席できなくなってくる。それがあなた方の目的ではないでしょうけれどもね。非常に困っていますので、何かいい案があれば教えていただきたいし、速やかな処置をしていただきたいと思っております。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） なかなか具体の例は申し上げられませんが、そう思われる方は何回か担当のほうでも接触をして、一応相談に乗っているところがございます。ただ、議員さんご存じのように、町営住宅を退居した後の住居の確保という観点から行きますと、なかなか

か難しいものが今のところございます。本人についても、退居しなければならないのかなということでは理解をしているようでございますけれども、具体的にじゃあどこに住むかということになりますと、なかなか今は住む当てがないという状況でございます。ここで、期限を決めていつまでということをお願いしても、なかなか住むところがなければ、言葉は悪いんですがホームレスという形になって、ますますある意味、事態は悪化することも考えられますので、できればしっかりとした住居の確保をしてから退居をいただくということで考えております。

ただ、これも強制ではないので、こちら側の提案として申し上げたいというふうに思っています。それで、どうしてもということがあれば、先ほど申したような手続しかないかなというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今のところは、平穏というか何もなくていいんです。一番心配なのは、住民の方々が不安で眠れないということだと思いますので、そういう関係で病気になる、それはその人の個人の体のことですから。ただ事件ですね。問題は事件。よくテレビ、新聞等で、何か事が起きて騒ぐんだよね。よくテレビで警察に相談していたとか、事件が起きてから。いろんな行政のほうにも相談しておった。ワイドショーなんかでも騒がれるわけ。対応がまずかったとかね。いつも、そして事件が起きてからそういった問題が出てくるんでね、それが心配なんですね。法律上あるいは役場の果たす役割わかるんですけども、やはり住民の方々が安心して暮らせる事が第一条件ですから、ホームレスになるんでないかとかその心配もわかります。でも、その方の心配をする以前に、善良な町民の心配をしなきゃならないと思うんですよ、私は。何か事が起きたんでは大変ですんでね。その辺、町長いかがでしょうか。町長の分でないと言われればそれまでだけれども、大変な思いで今いますので、その辺、町長としての考え方ですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう事例は、三浦議員がどこを指しているのか私ちょっと存じませんが、そういった隣の部屋の問題等につきましては、それだけでなく何か所かそういうお話を私は聞いておりますので、今ご心配の部分、いわゆる人権の部分とそれから事件の部分とということになると思いますが、その辺のバランスのとり方というか非常に難しいなというふうには、実は私も思っているんです。

ただ、未然に事件を防ぐというのも我々行政に携わる人間の役割でございますので、それは

もう少し調査をしながらその辺、対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第99号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

日程第6 議案第102号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

日程第7 議案第103号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第101号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、日程第6、議案第102号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第7、議案第103号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

お諮りいたします。以上、本3案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第101号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第102号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、及び議案第103号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてをご説明申し上げます。

本3案は、子ども・子育て支援法及びこれに関連する法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートすることに伴い、教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準等についてそれぞれ新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第101号から103号までの詳細について説明をさせていただきます。

まず、本条例制定は、町長がただいま申し上げましたとおり、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援法の本格スタートに向けて、平成26年度中に各施設や事業の認可、運営に係る基準について条例で定めるものであります。

今後の予定を申し上げますと、この秋、10月、11月ごろになると思われませんが、保護者の方から認定申請を受け付けます。今までの、これは入所申し込みと同じような形になります。その際に、そのお子さんには保育が必要なのか、教育を希望しているのか、あるいは3歳児未満なのかなどにより認定を行います。この認定には3つの区分がありまして、その認定区分により保育所なのか、幼稚園なのか、もしくは新たに制定される認定こども園なのかなどを決定いたしまして、それぞれその入所の手続が異なります。町は、認定した子供に対する教育または保育の提供に対して、施設型給付費または地域型給付費を事業者に支給をするということになります。

現在のところ、新制度に移行する施設については決定しておりませんが、今回の条例を整備し、町が新制度に移行する施設の基準を定めることにより、確認あるいは認可を行うというようなことになるわけです。

それでは、議案関係参考資料で説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、条例制定の背景ですが、新制度では新たに幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付であります施設型給付と、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育給付が創設されます。その際の給付の実施主体は市町村となりますので、町は認可施設、認可事業所の中でその施設事業所の確認をすることになります。これが、いわゆる表の上段の部分になります幼稚園、保育所、認定こども園の部分になります。また、地域型保育事業を実施する場合は、町は認可と確認を行うことになります。そのときに、認可確認を行う基準を国で定める基準により、町が条例で定めるのが今回の条例制定というふうなことであります。

それでは、8ページをお開きください。

本町が定める各種基準に関する条例ということで、(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定、これが議案の第101号になります。この基準を定めるに当たり、国の子ども・子育て会議において利用定員、運営基準について検討され、内閣府令が既に公布されております。この条例において、国の基準を取り入れることとし、南三陸町の基準を定めることとしております。各項目の基準内容は、表に示しておりであります。条例の条文の順に説明をいたしますと、総則、趣旨、定義、一般原則とそれから利用定員に関する基準、利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理運営に関する基準となりますが、いずれも先ほど述べましたように、国の基準に従うまたは参酌することとしております。

次に、9ページをお開きください。

(2) の南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これがいわゆる議案の第102号に当たります。家庭的保育事業として小規模保育事業や事業所内保育事業が位置づけられますが、町はこの事業の認可と確認の両方を行うことになります。その際の基準を定めるのが、この条例というようになります。

その基準を示したものが、11ページとなります。A3版でございます。

非常に細かい内容となりますので説明は省略しますが、現況から推察いたしますと、事業所内保育事業としてホテルで実施されているマリンパルがこの事業に当たると思われます。

それでは、9ページにお戻りいただきたいと思います。

(3)でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これがいわゆる議案の第103号に当たります。これは、放課後健全育成事業いわゆる学童保育について設備及び運営に関する基準を定める条例です。この事業については、町は届け出に対してその確認作業を行うための基準を定めるというようなこととなります。主な項目につきましては、目的、設備、職員、規模、開所時間、開所日数などとなりますが、その基準は表に示しているとおりであります。

10ページをお開きください。

今回の条例制定に当たり、基本的な考え方を10ページに示しておりますが、国の示した基準を満たすこと、また国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから、国の基準をもって本町の基準とするというようなことになっております。

本町の場合、現時点で議案第101号にかかわる分につきましては、公立及び市立の保育所、幼稚園になります。それから、議案第102号にかかわる分が、事業所内保育事業でありますホテルのマリンパルと。それから、103号にかかわる分が志津川、歌津地区の放課後児童クラブとなると思われま。

また、今回の制度改正に伴う地域説明会を今月末から各地域単位で実施する予定で、準備を進めております。

なお、施行日につきましては、上位法である子ども・子育て支援法の施行日である平成27年4月1日とするものですが、冒頭に申しましたように、子供の認定等多くの準備作業がありまして、その当該作業は子ども・子育て支援法で施行前に行うことができるとなっていることを申し添えさせていただきたいと思ひます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 議長、動議を提出したいと思います。

ただいま議題になっております議案3件について、全員によります特別の委員会をつくって審査をすることを求めたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） ただいま、小野寺久幸君から動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者が必要ですが、ないようでありますので……。ありますか。ないようであり

ますので、動議は……。〔賛成って語りました〕の声あり〕あつたの。ああ、そうですか。失礼しました。ただいま小野寺久幸君から委員会に付託にすることとの動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

この動議を議題として採決をいたします。この採決は、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） もう1回、じゃあ起立をお願いします。賛成する方、動議に。〔「よろしいですかね」の声あり〕はい、どうぞ。とりあえず採決をしないと。起立少数であります。よって、この動議は否決されました。1番議員。

○1番（後藤伸太郎君） 済みません。採決の途中で発言する方がいらっしゃったり、採決が不明瞭になったのではないかと感想を持ちますが、どうなのでしょう。やり直したほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 発言はひとり言だと思っていましたけれども。〔「まあ、終わったんだから」の声あり〕一応、採決しましたので、これは否決ということで決定させていただきます。

それでは、質疑を行っていただきたいと思います。小野寺久幸君、4番。

○4番（小野寺久幸君） この案件なんですけれども、先ほど言ったように国の基準に従っているということです。それから、何か聞くところによりますと急いでいるのでというようなお話もお聞きしましたけれども、やはりこれは大きな転換をする法律に基づく条例なので、きちんと考えなければいけないと思いました。それで、私も内容をきちんと理解できていない部分ありますけれども、その一部をちょっとお聞きしたいと思います。

この中に職員の資格要件が緩和されているところがありますけれども、この点について伺います。これが、保育の質の低下につながるかどうかということです。

それから、給食を外部委託できるという項目がありますので、子供に対する給食ですので、きちんと子供の状態、例えばアレルギーとか体調とかを見た上で給食は出すべきだと思うので、これはできる限り外部には委託しないほうがいいんじゃないかなと思います。

それからですけれども、先ほど今月末から説明会を行うということでしたけれども、本来なら関係者あるいは保護者あるいは我々、町民の代表ですけれども、きちんと聞き取りとかアンケートとかそういうふうなものが必要だったのではないかと思います。

それから、このこども園に参入する新たな事業者が今後見込まれるのかどうかということで

す。今、町内保育及び教育施設では定員割れしているところが多いので、なかなかそれはないのかなとは思いますが、今後どうなのか伺います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目、職員の緩和措置というようなことでございます。基本的には、今回、国で定めた基準に伴ってうちのほうの基準を定めるというようなことになっておりますので、国の基準がいわゆる緩和措置をそういうふうな。これは、一つのいわゆる新制度の移行する際の経過措置を申しますか、そういった部分があるのかなとは思いますが、ただ、職員そのものを極端に減らすというようなことはもちろん考えておりませんし、町内の事業者についてもそれは同様だと思います。ですから、職員を減らしてその場をしのごうというようなそういう考えはないと思いますので、その辺はうちのほうも対処してまいりたいと思っております。

2番目の給食の委託でございます。給食そのものについては、今直営で保育所の給食を行っております。委託をしないほうがいいんじゃないかというようなことで、町としては今のところ委託は考えておりませんが、ただ実際には、この前ちょっと私申しましたが、2カ所の分を1カ所で賄うというようなことは、やはり考えざるを得ないのかなと。例えば、5名、10名というような定員割れをしている小さい保育所があります。一番小さいのですと、二十数名というのがある。その子供たちの給食を提供する場合に、近隣の保育所で給食を調理して、そこに配達をするというような形は考えられるかなと。ただ、全部を委託するというようなことは今のところ想定はしておりません。

それから、3番目です。聞き取りアンケートが不足しておったんじゃないかというようなことですが、今回の新制度を施行するに当たり、はっきり決まらない部分が非常に多かったというようなこともありまして、説明をするいとまがなかったというようなことは正直なところございます。ですから、今、固まった時点で各地域を回って説明会をしながら、その辺の詳しい事情等の周知をしたいとそういうふうを考えております。ただ、子ども・子育て会議が5月、6月ですか。6月に1回開催しておりまして、地域の代表の方々においていただいておりますので、その方々のほうからも質問等、その後受け付けておりますので、その辺については丁寧に対応してまいりたいとそういうふうに思っております。

それから、こども園に参入する予定はあるのかというようなことですが、今回の制度改正で一番大きな点は、認可外の保育施設であると、先ほど言いました施設型給付を受けられなくなるというようなことです。ですから、今まで国のほうから補助金が例えば出てお

ったものが、そういう認可外の保育施設については補助がなくなるというようなことになりますので、考え方としては認可外の施設であるものは、やはり認定こども園あるいは保育所、幼稚園に移行せざるを得ないというようなことになります。これは、ある意味こども園化を促進するための国の法制定でございますから、認可外の施設については遅かれ早かれ、いつか認定こども園にしなければならないというような形になると思います。ですから、今のところその辺ははっきりしておりませんが、今、認可外の施設が町営でございますと名足保育園、それから入谷のひがし幼児園が認可外となっております。その施設については、地域の方々のご意見、あるいは事業者の方々のご意見をちゃんと聞きながら対応してまいりたいとそうように思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、一つ、給食のことなんですけれども、人数の少ないところはまとめて1カ所にとというようなお話でしたけれども、それは多分、効率を考えてというようなことなんでしょうけれども、やはりこういうところは、きちんとかけるべきところはかけるべきだと思うんです。配達という、それはやり方にもよりますけれども、配達するということは一旦外に出るという可能性がありますので、その辺の注意とか、さっき言いました子供体調とかそういう問題が起きてきますので、できるだけ所内で、事業所内で作るべきだと思います。

それから、説明不足ということですので、我々もこの3案を見ましてなかなか理解が難しいし、失礼ですけれども職員の方も大変だったと思います。それで、この説明をきちんとして、地域住民の考え、意向をきちんと取り入れていただきたいと思います。

それから、認可外だと補助が受けられなくなるというお話でしたけれども、今、認可外で補助を行っているところというのは、名足と入谷のひがしですか。（「名足は公立です」の声あり）ああ、公立ですね。入谷のひがし幼児園。ここに対する補助が国から受けられなくなるということでしょうけれども、その場合に町の対応はどうなるのかをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、給食の関係でございますが、小さいお子さん、いわゆる未満児をお預かりする場合は、自前で給食をしなければならないというのは決まっております。ですから、未満児を受け入れるいわゆる保育施設については、全て自前で給食をつくらなければならないというようなことになりますので、その辺については厳守をしたいともちろん思っておりますし、それ以外についても検討させていただきたいと思っております。

それから、入谷のひがし幼稚園の関係でございますが、現在、今、町で補助をしているのが町としての補助金を年間に約、平成26年度、今年度に330万円ほど予算化をしております。これにつきましては、町単独の補助金というようなことになりまして、それ以外に緊急雇用でいわゆる保育所の保育士さんの分、お2人分、たしかそれも300万円ほどになっていると。合わせて約600万円ほどの補助金を交付しております。もし、入谷ひがし幼稚園さんが認定こども園に移行しないと、今のままやるというようなことになれば、それ相応の補助はしなければならないだろうと思っておりますが、実際に町内で認可外がそうなりますと、入谷のひがし幼稚園さんだけというようなことになる可能性もございますので、そうなりますと園児数がますます減ってしまうというようなことが予想されます。

実は、先日、入谷ひがし幼稚園さんにこの制度についてのお話、それからそれ以外のもろもろのお話をさせていただいたところ、できれば認定こども園の地方裁量型に移行したいとそういうお話がございましたので、それに伴います設備投資等がありますので、それも慎重にちょっと検討しなければならないという話はしておりましたが、認可外の施設であればそれなりのもちろん町としての助成、それから今度認可を受けましてこども園になる場合には、それのお手伝いをさせていただきたいとそういうふうに思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ひがし幼稚園に対しては、町としての支援がぜひ必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、どこでも言われるんですけども、この関係だけじゃなくて、民間に委託した場合の職員の待遇なんですけれども、これが保育士とか専門資格を持った人の待遇がよくないということで、資格はあるけれどもその仕事についていないという人がたくさんいるというお話なんですけれども、その辺の待遇について一つだけお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 町の職員については町の給与規定に基づいておりますので、それについては問題ないと思います。いわゆる民間の保育施設についてということだと思いますが、それにつきましても今回の制度改正によりまして、そういう職員の分も含めて施設型給付というようなことで恩恵を受けるような形になりますので、もしそういう待遇のところがありましたら改善はできると、いわゆる国のほうからの交付金はその分は充当できるというような形になりますので、ぜひ今回、新制度に移行していただきたいというふうなことはお願いしたいとそういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 何を質問していいのか非常に難しいというか、わからないというか。この101号だけでも8ページから27ページまでという膨大な条例の内容になっているんですね。それから、この説明資料についても大変な、初めて耳にするものやら、条例の変更というよりは新しい条例みたいな感じですので、これを議決といいますか、今、課長から数分間にわたっての説明だけでちょっと理解しにくい面が随分あります。

我々議会というのは、やっぱり議決に当たって、それ相応の結果がどうあれ責任を持たなきゃならないという立場でいるわけです。内容をわからないで賛成、反対できないと私は思っていますから、そこで質問するんですけれども、数が多過ぎて何を質問、最初にしたらいいのかと思うんですが、子育て支援会議、前回の臨時会か何かで予算をとってやったと思うんですが、話を聞けば5月、6月に開催したと。その委員の方々はどうなっているのか私にはわかりませんが、その何人の方々でどういう方々かわかりませんが、その方々は例えば保育園児の父兄の方々からご意見を聞いて、そしてその会議に臨まれているのかどうなのか。逆に、会議の中で対象になる、それから来年度保育所に入る予定のある家庭、それから1歳未満とかいろいろあるんでしょうけれども、そういった方々の逆に意向調査をしてくれというようなことを会議の中でお願いするのかどうなのか。

要するに、私、心配しているのは、対象になる家族が納得してこの制度といいますか、これからの運営方法に携わればいいんですが、何かわからないけれども役場で語っているから仕方がないからというふうなことで、後で問題が起きたときに困るのは担当のほうですから、その辺の心配をしているんです。その辺の子育て会議の持ち方、それからその対象になる園児の父兄の方々の認識といいますか、その辺はどうなのか。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 子ども・子育て会議において、いわゆる保護者の方の意向がちゃんと組み入れられているのかというような、そういったお話だと思います。子ども・子育て会議は、1回目を開催、過般したんですが、やはり1回目のときは制度そのものが、なかなか理解しにくいというようなお話がありました。制度のお話を事細かにお話して、ほとんどそれで終わってしまったというようなことがございましたので、2回目以降については逆にその制度あるいは疑問点について、事前にその辺のお話を伺うというような方向で進めようというようなことしております。まだ2回目の予定は立てておりませんので、多分来月あたりに2回目を開催する予定にしております。

ただし、その子ども・子育て会議の中には、5名か6名だったと思うんですが、保護者の方が入っております。ですから、実際にお子さんを育てている保護者が代表としてその中に、五、六名の方が入っておりますので、それについても今回、次回に開催される分ですね。その際に、保護者の皆さんのいわゆる疑問点、意向などをお話いただけるというようなことで理解をしております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その会議の委員というんですか。委員の方々は、町のほうで委嘱しているという形なんですかね。それで、その選考に当たってはいろんな基準があつてやったのかと思うんですが、いろんなことがあるんですけれども、要するに保護者の方々が納得してやれるようなやり方、保護者が納得しないどころか、私、議員が納得していないのっしや。中身がさっぱりわからないもんだから、よくね。保護者は納得する。当然のことだと思いますよ。

議案ということで出されますと、ここで決をとらなきゃなりませんので、できればスムーズに議決をしたいという思いの中で今、質問に立っておるんですが、それから先ほど来、認定外保育園というんですか、保育所というんですか。保育園か。今、2つ。話を聞きますと、名足は町営ですからスムーズに移行といいますか、認定にするんでしょう。聞けば、入谷のほうもそういうふうになるというようなお話ですけれども、例えば施設型、これから新しいいろんな制度があつてなかなか認可にならないところも出てくるかと思うんですが、新しく例えば立ち上げたいと、その施設型。そういったもし施設が出てきた場合、事業者が出てきた場合には、最初から何に組み込んだやり方をする。組み込んだということは、この認定型というか、この法律に定まった申請のやり方という形になるんですかね。その辺いかがですか。新しく、もし出てきた場合ですよ。出てきた場合。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には、支援制度に基づいて認可を受けて、それからそれを町が確認をするというような作業が生じるというようなことです。ですから、幼稚園それから保育所、それから認定こども園、これに関しては認可は県なんです。その確認をする作業が町というようなことになります。先ほど言いました小規模保育事業、いわゆる子供さんの預かりですとかそういう小規模でやる場合ですね。事業所内保育とか、そういったものは認可と確認を町で行うというようなことになるというようなことです。ですから、もし新たに事業を立ち上げたいというようなことであれば、町に認可申請をします。今回のいわゆる

認可の基準、確認の基準というのが、今回の条例制定というふうにご理解いただければよいと思います。ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） わかりました。

県と市町村のその確認、冒頭から出てきたんですね。この確認という言葉ね。確認せよですか。その確認というのは、どういうのを確認するんですかね、具体的に。その確認の内容ですね。従来のやり方ではなくなってくるということですか。確認内容なんです。その辺。認可と確認というのは、宮城県が認可しようが町が認可しようが、確認は町でするんだとね。認可は別にしてもね。それはわかりました。その確認というのは、どういうことを確認するのかという、単純な質問なんですけれどもね。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これが、いわゆる先ほど条例で細部説明で申しましたように、例えば設備の内容ですとか職員の配置の内容ですとか規模の問題、それから開所の時間の関係、それから運営する上での規定とかそういったものの確認というようなこと。今までもやっておったんですが、これが町におりてきたというようなことです。今までは県でやっておったものを町のほうに、町の裁量が大きくなったというようなことをご理解をいただければ。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

この条例については、私としては賛成なんですけれども、以前に一般質問でもしておりましたことなので賛成なんですけれども、ただ前者が申しあげましたように、町民の人がどれだけ理解していただいて、これを受けて入れてもらえるかということに危惧するわけです。というのも、中身を見ますと、私もちょっと理解に苦しむようなところがあるんですよ。「利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない」など、そういうような文言などもいろいろ使われて、この場でそれを理解する

ということが大変なんです。ですから、町民の方も保護者の方も大変なんだろうなということに思われるんです。

ですから、先ほどのようのもう少し掘り下げたことを議員みんなで説明を聞いた上のほうが、かえってよかったのかなと思ったので、ただいまこれから質問するわけなんですけれども、まずこれは、このことは県から町に移管されて権限が弱まってきたということと、さらには間口が広がって、町民に対しては、保護者にとっては大分よく受け入れやすく、今まではお待ちくださいというような、ちょっとオーバーなのでということだったものが、間口が広がって皆さんが行きたい保育所、保育園に入りやすいということが前提の条例になっていることはありがたいことです。

それで、ただいま委員会で、皆さんに第1回をやって、今度は第2回ということがなされるようなんですけれども、その際もそうなんですけれども、この場合、今までの分でこうなので今度の新しい制度はこうなんですよという、対比を使った上での町民への説明をしていただきたいと思うんですよね。

それと、これから町内に回って説明会に歩くわけなんですけれども、ただ一方的にこちらから何月何日にこういうことがあります、来てください、その中で3人や4人来て、それでよしとしないで、該当者の方々が少なくとも七、八割が出席して、その中で説明をしていく、理解してもらっていく、そういう場をつくっていただきたいと思うんです。これは、そういう必要があると思いますので、この条文説明書だけを皆さんに配布して理解してくださいと言っても、到底無理だと思うんです。私でさえもそうですので。その辺を工夫して、より多くの人に理解してもらって選んでいただくという方策をとっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる保護者の方とか地域の方々によりわかりやすい説明をしてほしいと、それから多くの方が出席をして、それを理解できる場をちゃんとつくってほしいというようなことだと思いますので、これにつきましては丁寧に対応させていただきたいと思います。

基本的には、今回の新制度で何が一番変わるのかというようなことも含めてちょっと説明をさせていただきたいんですが、まず子供が認定を受けると。先ほど言いましたように、保育が必要な子なのか、あるいは教育を受けたい子なのか、3歳未満児なのかというようなそういう区分がありまして、その認定をそれぞれまず受けるというようなことがあります。その認定に対していわゆる施設型給付というような形になりますので、新制度に移行しないとそ

の認定も必要はなくなるというようなことです。ですから、従来そのままですよというような施設があれば、それはそのままということになります。ただ、今回の条例制定につきましては、移行させるための条例制定ではなくて、いつ移行してもいいように準備をするための条例制定だということにご理解をいただきたいと思います。

例えばですが、名足につきましても先ほど申しましたが、実際は、前にたしか議員さんの質問に対して、地域の意向が僻地保育所のままでよかったというようなことも含めて、そのまま、僻地保育所で走ってきたというようなそういう経緯がございます。ですから、今回の場合は、やはりもし新制度に移行するのであれば、地域の方々の理解がやはり大前提だというふうに思っておりますので、名足地区にまいりましたら地域の方々にその辺を丁寧に説明して、新制度になった場合にはどのように変わるのかというようなことも含めて、もちろんそれによって保育料の問題等も発生いたしますので、それは丁寧に説明をさせていただきたいとそういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、名足保育園のことが出ましたけれども、名足保育園は60名定員で27名と大分半分以上が空いているので、まだ新しい施設なので、なるべくそういう施設を活用して、地域に根差してお母さんたちが安心して仕事ができる、産み育てていくことができる、そういう施設にしていきたいと思っておりますので、これからもそういう目配りをしてやっていただけたらありがたいと思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。

先ほどから、ちょっと町民の皆さんに対する納得が必要だよねというお話が出ていますけれども、これ今月の広報とかに制度の概要が載っていたような気がするんですよ。なので、もちろんわかりやすく説明すると、今後もその努力は続けていくと、周知もなるべく多くの方に理解していただく方策をとっていくという言葉をいただいておりますので、それに関しては、こういうことを言うと怒られるかもわかりませんが、町民の側とか子供を預かる親の責任として、興味をもってそういった例えば説明会に参加するとか、広報を読むとかという必要もあるのではないのかなと個人的には思います。

ただ、説明の際に一番もっとわかりやすい、もっとわかりやすいというか一番わかりやすいのは、この制度が変わることで皆さんにこういうメリットがありますよということを提示するというのが、まず一つの方法なんだろうなと思っておりますので、予行演習ではないですけれ

ども、町民の皆さんにわかりやすく説明する際に、こういうふうに説明しようと思っ
てい
ます
という
ような
ことが
もし
あれば、
この
場
で
お
伺
い
し
て
み
たい
な
と
思
い
ま
す
が、
い
か
が
で
し
よ
う
か
と
い
う
の
が
1
点
目
で
す。

それから、ちょっと細かいお話をさせていただきますが、参考資料の8ページの管理運営に
関する基準というところに、一番下に、事故防止及び事故発生時の対応ということに
対して
も
基
準
を
設
け
て
判
断
し
ま
す
よ
と。これ、議案書のほうで行きますと、101号に限って言います
と18ページに32条があつて、そこに事故の発生に対してはこれこれこういうことを規定する
んだという条例があります。これに、「事故」というのはどの範囲をさすのかということ
をち
よ
つ
と、
こ
こ
は
少
し
法
律
の
専
門
的
な
用
語
の
範
疇
に
な
る
の
か
と
思
い
ま
す
の
で、
か
み
砕
い
て
お
話
い
た
だ
き
たい
ん
で
す
が、
例
え
ば
事
故
と
い
う
の
が、
遊
具
で
遊
ん
で
い
た
と
き
に
転
倒
し
た
り
落
下
し
た
り
と
い
う
の
は
想
像
が
し
や
す
い
ん
で
す
け
れ
ど
も、
何
か
子
供
に
危
害
を
加
え
よ
う
と
思
っ
て
外
部
の
人
が
侵
入
す
と
か、
何
か
そ
う
い
う
こ
と
に
対
し
て
の
対
応
と
い
う
の
は、
こ
れ
は
事
故
の
範
圍
に
入
る
の
か
ど
う
か
で
す
ね。
そ
の
辺
は、
細
か
い
質
問
と
し
て
2
点
目
伺
っ
て
み
たい
と
思
い
ま
す
が、
い
か
が
で
し
よ
う
か。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、予行演習というなお話がございましたので、基本的
は先ほど申したことの繰り返しになる部分もございまして、説明をさせていただきますと、
まず1番にはやはり子供が一人一人認定を受けるというようなこと、3つの区分に分けられ
るというようなことですね。それは今までありませんでしたので、入所の申し込みの方法が
変わるというようなことです。今までは行きたい場所で、極端な話、入所の申し込みをする
というようなこと
で
ご
ざ
い
ま
し
た
が、
今
回
は
そ
の
前
に
ま
ず
認
定
を
受
け
る
と
い
う
よ
う
な
形
が
最
初
に
出
て
き
ま
す。

それから、移行する施設については、先ほど言いましたように施設型給付を受ける。施設型
給付、極端な話、今までは保育所は厚労省の管轄でしたと、それから幼稚園は文科省でした
と、今回こども園というようなことで、その間に入って内閣府が今回省令を出しているん
ですが、先ほど3番議員さんからも出ましたが、こども園というのは幼稚園とそれから保育園
の機能をあわせ持ったような形
で
ご
ざ
い
ま
す
の
で、
ど
ち
ら
の
希
望
が
あ
つ
た
場
合
で
も
受
け
ら
れ
る
と
い
う
よ
う
な
こ
と
に
な
り
ま
す
の
で、
間
口
が
広
が
つ
た
と
い
う
よ
う
な
こ
と
に
な
る
と
思
い
ま
す。
た
だ
し、
逆
説
的
に
見
ま
す
と、
移
行
し
な
い
場
合
は、
先
ほ
ど
言
い
ま
し
た
よ
う
に
財
政
の
補
助
が
な
く
な
る
と
い
う
よ
う
な
こ
と
が
あ
り
ま
す
の
で、
そ
れ
は
事
業
者
に
と
つ
て
は
や
は
り
大
き
い
こ
と
か
な
と
思

います。

それから、やはり町の裁量が大きくなったと。今まで認可は県でやって、それ以外の運営とかというようなことになりますと町というようなことだったんですが、今回は認可それから認定、確認、そのほかに保育料の決定についても町が行うというようなことになります。ですから、認定児童に対して給付を施設が代理で受理をするというような形になりますので、この辺はちょっと裁量が大きくなったのかなというふうに思います。

それから、前回、前々回ですか、昨年12月に町子ども・子育て会議により町民の方々あるいは保護者の方々の広く意見を聞くといったことで、そういう子ども・子育て会議を設けましたので、それが前提にあるというようなことです。ですから、地域の方々のご意見を聞いて、今回の新制度に移行をしたいというようなそういう思惑があるというようなことでご理解をいただければ。

それに対しまして、国のほうは持ち出しが多くなるんですが、それを消費税で補うというようなことがございます。ですから、ある意味、認定こども園を充実させて同じ環境の中で子供たちの預かりをするというような間口は広がったんですが、その分のいわゆる充足する費用については、国の今回の消費税の値上げ分で補いますよといった形になるというようなことでしょうかね。

ですから、地域の方々にとりましては、まず一番最初の入所の仕方といいますか、入所の申し込みの仕方がまず変わりますので、これはやはりその時点で丁寧に説明をしなければならぬと思っております。それから、施設型給付を受けると先ほど申しましたが、それは認定された子供さんに対してそれぞれ保育料を全部決定するというようなことになりますから、ある意味、民間であっても保育料は町が設定しなければならないというようなことになります。ですから、新制度に移行した施設については、町が保育料を決定するというようなことになりますので、その辺はある意味、ちゃんと説明をしなければならないなと感じてはいます。ただ、今度の新制度ではもっと所得に応じた応能負担をさらに細分化するというような作業がございますので、それについてもやはり上がる人と保育料が下がる人も出てくるというふうなことは、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、いわゆる事故というようなことでございます。条文のとおりなんですが、これはいわゆる保育所内、あるいは保育所に通園する際の全ての部分が含まれるというふうにご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、説明していただいた町民にとっての特に大きく変わる点というのは、大変わかりやすくご説明いただけただかなと思います。一つ文言としてわかりづらいのが、ネックになるのが、やっぱりお金の問題かなと思っていて、給付を受け得るんですよところが、結局保育料上がるの、下がるのというところに直結しづらいので、今のお話ですともっとそこには細かいルールがあって、そこを説明すると大変さらに複雑になるので、上がる人と下がる人は、これは出てまいりますと。ただ、国の負担は一定程度ふえているので、教育の機会、保育の機会というのが均等に与えられるんですよということは、納得しやすいのかなとは思いました。

もう一つは、町の裁量がふえるということは、これは非常に大切な要素かなと思います。私も先日から一般質問で保育とか教育というのは、一体この町どうしていくんでしょうかねという話は、町長とさんざんいろいろ意見交換させていただいております。そうになると、気になるのが、参考資料の10ページに4番として条例制定に係る基本的な考え方というところで、町の考え方がある程度示されているのかなと思うんですが、やっぱり気になるのが3行目の「本町の実績において国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから」とあるんですけども、本当にないんでしょうかと思います。

きのうで震災から3年半が過ぎまして、いろいろ復興の途中にある我が町でもありますので、そこに本当に特別に勘案するような事情がないのかと。その制度に限って言えばないということであれば、ある一定程度の理解はできるかなと思うんですが、この文言だけを読みますと本当にそうだろうかということは思います。例えば、完全な復旧・復興が終わるまでとか、もしくは今後新しく子育て支援拠点制度というのが整備される予定だったと思いますけれども、それが整備されるまでの間、何か特別な措置を講じる必要が本当になのかということをちょっとお伺いしておきたいなと思います。何か今の時点で思っている、考えていることがあればご説明をぜひいただきたいなと思います。

それから、そこからもう1点派生しますと、議案で言うと103号の分になると思うんですが、学童保育の分野ですね。町の裁量が広がるということは、ある程度町の裁量で今までであった課題を解決するチャンスがふえるということだろうと捉えるんですけども、学童保育に関しては以前ですと学年制限を設けていると。本当は、この町の若い世代、子育て世代が共働きになって、例えば保育で言えば小さい子を預けたいとか、未満児を預けたいとか、学童保育で言えばもっと高学年まで学童保育で面倒を見てもらえないかという要望が実際にあるというふうに伺っています。ただ、それは人とスペースの問題で、なかなか今すぐにふやすと

いうことはできないという回答はいただきました。それをこの新制度が整備されることで解決する糸口というのがあるのかなのか、今どのようにお考えなのかということをお伺いしておきたいと思っておりますのが2点目。

3点目、防犯の分野が事故の範囲に入るのか入らないのかと。全ての事象が入るということであれば、当然防犯対人みたいなことも範疇に入ってくるんだらうと思っておりますが、今までの町の歴史でいけば、それは地域の人たちがある程度カバーしていた部分というのは非常に大きいんだらうと思っております。そこでいうと、例えば議案書で言うと18ページに第32条、先ほど言った32条の前に31条があつて、地域との連携に努めていくと書いてあります。努めていくということは、これは義務ではないわけなんですけれども、この町の実情でいうとそういう歴史があつたということであれば、この条例中に国の考えた、国の求めている条例をそのまま上程するのではなくて、この地域の実情に沿った条文を例えば1文盛り込むとか、そういうことはできなかったのかどうかということをお伺いしてみたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目です。町としていわゆる特別な事情は特になつたのかというようなお話だつたと思っております。これにつきましては、今議員申し上げたとおり被災の関係上、いろいろなもろもろの条件はあるにせよ、今回の条例制定に関しましては、先ほど申しましたように、新制度へ移行する際の基準を設けるというようなことをございましたので、その分は特別な事情には当たらないのかなというような判断をさせていただいたというようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、学童保育でございます。これにつきましては、前からお話ししておりますとおり3年生までというようなもとの、いわゆるこれは厚労省のガイドラインに基づいて3年生以下というようなことを決めさせていただいております。被災によりまして4年生以上もそういう事態が生じたというようなことで、実際は一部対応させていただいておったんですが、先ほど言いましたように場所の問題、それから面積の問題、そういったもろもろの問題で現在のところはなかなかそれに対応できていないというようなことです。ただ、今回の新制度におきましては、これは移行期間に幅がございますけれども、追々には6年生まで広げて下さいよというようなそういう指針が出ております。ですから、うちのほうも今は場所の問題がございますので、すぐには無理ですけれども、基本的には時間をかけて6年生まで幅を広げたいというふうに考えております。これにつきましては、場所の問題、今の場所

ではもちろん無理ですので、そういったところも含めて改めて検討させていただきたいとそういうふうに考えております。

それから、防犯上の問題でございます。やはり、特に今はこういうような状況でございますし、いろんな方が入ってきておりますので、余計そういう防犯には気を配らなければならないと考えておりますが、幸いにも新たに保育所、保育園を設置する場所、そういったところも含めて学校の近く、あるいは民家がいっぱい並んでいる防集の近くといったところに設けさせていただくというようなことになりましたので、もちろんその辺の部分も考慮して、防犯上のことには特に気をつけて気を配ってまいりたいとそういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 103号の分の学童保育に関して言うと、追々広げていくという指針があるんだということを聞いて少し安心した部分と、であればということがまたあるんですけども、「1の支援の単位を構成する児童の数」とよくわかりづらいですね、これ。おおむね40人以下とするという文言があるんですけども、これは今までどおりと同じ数字ですよ。であれば、追々広げていくのであれば条例制定の時点からそこまで見越して、その人数、制限するものではないですけども、おおむねこの辺だよというラインを上げるなり下げるなり、地域の実情と合った数字を入れてほしいなという気持ちは単純にあります。そこはどのようにお考えなのか、1点ちょっとお聞きしたいですね。

それから、町の裁量がふえてということは今後大いに検討していくということですし、子ども・子育て会議もございますので、そちらでも活発な議論が恐らく行われるということは期待していきたいなと思っておりますが、防犯から派生し、地域とどうやって連携していこうかというところで、今は新しくできるコミュニティーにこれからある程度お願いする部分もあるということは、今のご答弁ですと恐らく事業者が自主的に連携していくように努めてほしいという、条例でもそのようにうたわれていますし、そのとおりなのかなと思っておりますが、そこに例えば町がある程度介入ではないですが、紹介してあげるとか、こういう取り組みをつなげてあげるといった必要性はないのかどうか。

つなげるということで言いますと、例えば新しいコミュニティーができて、そこに対してアプローチをしていくというのは町長の政策の中で先日ありまして、まちづくり会社がそこに入ってきて、いろんな産業、事業者をつなげていく役割を果たしたいというようなお話があったかと思っております。この保育、新しく始まったこの新制度による保育と地域のほかの団体と

いうのをマッチングしていくような場合に、まちづくり会社が参入する余地というか考えがあるのかどうかということ、もしお考えがあれば聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目の学童の関係ですね。実際、今の施設の定員は20名なんです。3年生までで20名というような、これは施設の大きさから決めたものなので、1人当たりたしか1.65平米とかというそういうのがありまして、それに合わせて20名というような定員を設定させていただいております。今回、新制度においては40名というようなことでございますので、申しわけないんですが、おおむねというようなことは2割ぐらいは多目にとれるかなというようなことも含めて、倍の40名あれば正直なところ6年生までふえても対応はできるだろうというふうな想定をさせていただきました。その辺でご理解をいただきたいと思います。

それから、いわゆる地域との連携というようなことが、町がそれに参入あるいはコーディネートできるのかと。それから、まちづくり会社等がそういうところに参入の余地があるのかというようなお話でございましたが、これにつきましてはやはり保育所、保育園も含めて、地域との連携を図らなければならないという、そういうスタンスについては町長もおっしゃっておりますし、ぜひそういうふうな形で連携をとりたいというふうに思っておりますので、もしそういう事例がございましたら、逆に私どももご指導いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 会社との絡みでございますが、今ご承知のように調査事業委託ということでございますので、これから定款等も含めて会社としてのこれからの事業の枠というものを決めていくというふうに思いますので、ただ、いずれ可能性としては否定できるものではないだろうというふうに思いますので、いずれそういった定款等ができてから、また改めてその辺のこれからの事業運営のあり方ということについては、いろいろ検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） いろいろ聞こうかと思ったんですが、時間もございませんので、るる課長の説明を聞いておりますとある程度理解できたんですが、まずもって法施行が平成24年度ですよね。したがって、この段階の提案ということで、施行日も公布の日から施行するというふうになっていますね。この間、もっと早い段階で提案できなかったのかどうか、その辺

の経緯をまずもってひとつ。

それから、この改正によって、改正というより施行によって一番影響という、認可外施設だと思っんです。それ、名足保育園は町立ですから問題なかろうと思っんです、一番懸念されるのは入谷幼稚園というふうには私は思っわけでございますけれども、先ほどの話ではいわゆる認定こども園の地方裁量型で受け入れるというふうな形であるということのようですが、さらには課長の先ほどの話ですと、26年の実績として町から補助金330万円、あるいは緊急雇用で300万円のそういう補助を受けておるという形で、いわゆるこの認定こども園を受け入れて、地方裁量型のですね。そういう実態になった場合、例えば今のひがし幼稚園の施設の実態等でその辺クリアできるのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、法施行の問題でございます。先ほど、最後にちょっと申し上げたんですが、子ども・子育て支援法自体は大分前に施行されておまして、本格施行が27年の4月1日というようなこととなります。ただ、その間にいわゆる施行前の準備期間というようなことで、制度を積み上げてきたというようなことでございます。ですから、実際我々もどのように変わるんだらうとずっと注視をしながらやってきたわけですが、これが今固まって、やっと説明ができる状態になったというようなことをご理解をいただきたいと思っます。

そのこの条文の中で、この法律の施行前についても行うことができるというようなことになっておまして、子ども・子育て支援法ですね。ですから、施行前の準備行為についてはやっても構わないよというようなことでございますので、今回上程をさせていただいたと。27年4月1日の本格施行までにこの条例を制定して、これに基づいて先ほど言っました認可でありますとか確認をさせていただくというようなことでございます。ご理解をいただきたいと思っます。

それから、入谷のひがし幼稚園さんの関係でございます。今、認可外施設というようなことで、いわゆる町の単独補助のみで運営をしているというような状況になります。その場合ですと、実際、先ほど言っましたように施設型給付は受けられなくなるというようなことございました。ただ、実際は、もしなっ場合はどうなるかというようなことで、クリアしなければならぬ問題が結構ございます。

まず1点目は、法人格を有しなければならぬというようなことですので、今は個人経営でございます。法人を取得しなければならぬ。というのは、先ほど申しましたが、施設型給

付というような形で国から給付されますので、個人にその給付をやるわけにはいかないと。施設というようなことでございますので、いわゆる法人格を有していただきたいというようなことが、まず1点目です。

それから、やはり耐火耐震基準の関係でございましょうか。今、木造の建物でございます。ですから、耐火耐震をどの程度、今の状態がどういうふうになっているのかというようなことをやはり調べなければならないと。

それから、認定こども園の場合は、給食を出さなければならないというような問題があります。ですから、給食室を準備しなければならないというような、そういったクリアしなければならない問題。

ですから、27年4月1日からはもし無理だというようなことであれば次の年というようなことで、その間を準備期間に充てていただくというようなこともあり得るのかなというふうには考えております。ただ、うちのほうは、どの施設が新制度に移行しても大丈夫なように今回基準を定めているというようなことで、ご理解をいただきたいと。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤宣明君の質疑を続行いたします。佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） もう若干お伺いしたいというふうに思います。

相当、先ほど課長の話では、いわゆる認可を受けるための基準というか、施設基準なんかは特に厳しいというふうな思いがするわけでございます。過般に、民教常任委員会で幼児教育の実態という形の中で各施設を調査したわけでございますが、特にその中で入谷ひがし幼児園につきましては施設の老朽化、当然震災でも相当やられたということで、そういうものを顕著に感じたもんですからあえて質問しておるわけでございますけれども、そういう意味では相当、町当局とも相談とかそういうものが出てくるんでしょうけれども、そういう相談にも乗っていただいております。

それから、名足保育園ですが、今はそういう無認可の状態でも給食も伴わない、そういう一定期間の預けという形で推移しておるようでございますが、町としてどうなんでしょう。荒砥保育園は移行する考えなのか、それともその辺はこれから保護者というか地域の皆さんと地

域説明会ですか、そういう中で説明していく中でお決めになるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 入谷ひがし幼稚園でございますが、先ほど申しましたように、新制度に向かって認定こども園の地方裁量型に移行したいというような、そういう意欲を見せていただいております。それにとまなまして、やはり認可を受けるための基準はクリアしなければならないというようなことでございますので、それに伴ってやはり改修は必要になるだろうというようなことは予想されます。改修についても、どの程度の費用がかかりますか今はちょっと想定することはできませんが、その辺につきましてもお互い協議をしながら町としてお手伝いができる面があればお手伝いをしたいというふうに考えております。

それから、名足につきましては先ほどもちょっと出ましたが、もともと認可保育所じゃなく僻地でいいというようなお話がございました。ただ、先ほど申しましたように、認可外の施設で今回走りました場合は、いわゆる国県からの補助は一切なくなるというようなことでございますので、町としては非常に大変な部分がございます。ただ、地域の方々が今の僻地の保育所のままで本当によろしいのかどうか、その意向も含めて説明会で丁寧に説明をさせていただいて、もしその辺で今回認可をとって新たな形で、例えば認定こども園に移行するというようなことになりましたら、その辺はそちらのほうに移行したいというふうには考えております。ただ、やはり一番大事なのは地域の方々のいわゆるコンセンサス、その辺が必要だとそういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） いずれ内容を見ますと、これからの部分も相当あるんだろうというふうに思うわけでございます。資料の10ページにございますように、条例制定に当たっての基本的な考え方という部分で、国が示した基準を満たすと、さらには本町における基準を下回ることはないように基本として検討するんだということでございます。したがって、将来を担う人材育成として、いわゆる先ほど過般の民教の所管事務調査の形も話しましたがけれども、幼児教育の推進は非常に今後重要な政策課題だというふうに思うわけでございます。

最後に、町長の所見を伺って終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の条例の改正によりまして、大分これまでの幼児教育については大分変わらざるを得ないということでございますが、いずれにしまして今、佐藤議員おっしゃ

ったように将来の町を担う子供たちですので、しっかりと町としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

先ほどメリットの面で認定ということが出たんですけれども、その認定は誰がするのか。普通、介護でしたらケアマネみたいな方がいるんですが、今回のこの制度では誰が認定するのか伺いたいと思います。

あと、先ほど保育、教育、3歳未満の3つに認定すると説明ありましたけれども、3つに認定になった後に、どのような形で施設……。例えば、施設が保育型と3歳未満と、あと教育と3歳未満をあわせて見る施設というか、これからはそうすると地区ごとによって、どこ地区はどこそこということにはならないわけですね。そこのところをお伺いしたいと思います。

あと、もう1件、前者も伺った保育料の決定を町ですということですが、先ほどの答弁ですと上がる方と下がる方が認定によって違ってくると思ったんですが、もしまだこういったルールづくりの面であれなんですけれども、大体上がる人が多いのか下がる人が多いのか、そういった形でもしわかる時点でお知らせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、認定は誰がするのかというようなことなんです、これは町が行います。町の職員が行います。これにつきましては、認定そのものについては、先ほど申しましたように、大きく、前はよく保育にかける、かけないというような区分けをしておりましたが、今は保育が必要か必要じゃないかというような文言に変わるんですが、これはいわゆる保護者が、見る人がうちにいるのかというようなことになると思います。それから、教育を希望するのかというようなこと。これは、いわゆる保育にはかけないけれども、いわゆる教育的な配慮が必要だというような、いわゆる希望の部分も大きいと思いますが、いわゆる幼稚園の分類になりますか。それから、いわゆる未満児の形になりますと、3歳未満児になるかというような、そういった形の区分けになります。ですから、1号認定、2号認定、3号認定と。

ちなみに、1号認定は「満3歳以上の教育を希望する」子供。これにつきましては、幼稚園、認定こども園、あるいは子育て支援センターに行けますよというような、そういうくくりになります。2号認定につきましては、「満3歳以上で保育を必要とする」子供さん。いわゆる

保育所、保育園、認定こども園、子育て支援センターを利用できますよと。それから、3号認定、これが「満3歳未満で保育を必要とする」お子さんというようなそういう振り分けになります。3号認定の場合は、保育所、それから認定こども園、それから先ほど言いました地域型保育といういわゆる小規模の分ですね。そちらに行く。子育て支援センターも利用できますよというような、そういうくくりになる。その3つに大きく大別されるというようなことです。

それに伴って、保育料が全部違ってきますよと。それから、先ほど言いましたように2点目の振り分けの部分になりますけれども、基本的にそのお子さんがどちらに行きたいのかと。その認定に当てはまっているのかというようなことになります。例えば、教育を希望するお子さんについては幼稚園なんですけれども、これは保育園に希望していないわけですから、幼稚園とか認定こども園に行けますよというような、そういう振り分けになるというようなことです。ですから、地域の、例えばその地区に幼稚園があれば、そのお子さんは幼稚園に行ける、認定こども園に行けるとというような、そういうふうな振り分けになるというようなことです。2号認定の方ですと、保育が3歳以上で必要になりますので、保育所にも行けますよ、認定こども園があれば認定こども園に行けますよと。もちろん、保護者のご意向がそこには発生すると思いますので、そこでどちらかには行けるとというような、そういうような判断になります。

それから、保育料につきましては、正直、新制度に移行した場合の保育料をまだ設定しておりません。それから、町長が昨日申し上げたと思うんですが、保育料につきましては今回の新制度に伴いまして、やはりそういう細分化されるというようなことがありますので、見直しをしなければならないというふうには考えておりますので、これはまた後で逆にその辺は提案させていただきたいとそういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 認定は誰がするのかということで、町がするという事なんなんですけれども、町と言ってももう少し具体的に認定、例えば執行部のというか、町の担当職員が査定委員会というんですか、そういった組織をつくって認定するのか、それとも町ですから町長が認定するのか、そういったところが大枠で決まっているのであれば、それはどういったシステムで認定するのか伺いたいと思います。

あと、振り分けはわかったんですけれども、例えば今の例で言いますと、以前ですと先ほど私、言ったように、近くの方がそのまま保育所だったら保育所に行ったわけなんですけれども、

今度は多分全町に分かれるという、なるべく住んでいるところの近くなんでしょうけれども、そういった遠くなるという可能性も出てくるわけですね。状況によっては。そうすると、もしかすると送迎のバス等も必要になるんじゃないかというそういう懸念もあるんですが、そういったそこまでのような状況にはならないのかどうか、以上を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 認定につきましては、今言ったようにいわゆる1号、2号、3号しかございませんので、町の職員がすると、担当職員がするというようなことでございます。いわゆる、あえて言わせていただければ町長が認定をするというようなことになります。

それから、送迎につきましては、いわゆる今、子供たち、現存している子供たちの定員を見ますと、ほぼ伊里前が定員に達しておりますが、それ以外は定員に余裕がございます。ですので、送迎は今のところ想定しておりません。多分、そういうことは特に発生はしないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第101号の討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この本案は、先ほどからもいろいろお話していますように、今はないということですが、保護者が希望しても町で振り分けられるという将来の可能性もあります。それから、子ども・子育て支援法には正当な理由がなければ事業者は拒んではならないという文言がありますけれども、これがきちんと担保されるかどうかの不安もありますので、本案には反対したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は、本案に賛成の立場から討論を行います。

今回の子ども・子育て支援法に基づいて、条例を制定するわけでございます。これについては、いろんなことが考えられますけれども、まず教育の質が下がるものでもないし、事業者の受ける、受けないの選定もありますし、ひいては子供たちがよりよい環境で行うための基礎づくりであると思いますので、本案に賛成するものであります。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） お座りください。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第102号の討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

審議の中でもありましたけれども、家庭的保育の中で職員の資格要件につきまして、職員は全員研修を受けた者で保育士資格者でなくてもいいということになっていますので、保育の質の低下を招くおそれがあります。それから、給食に関しまして、やはりこれは自園ですか、その事業所内できちんと調理をして出すべきだと思いますので、本案には反対したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄です。私は、本案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

これは、先ほど言いましたように、子ども・子育て支援法施行に伴う各事業所等の設備や運営についての基準を定めるものであります。結果として、子供たちが安心して安全な環境で過ごせますし、保護者も安心して預けられる環境づくりのための条例でありますので、本案に賛成をいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第103号の討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第104号 南三陸町安全・安心なまちづくり条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第104号南三陸町安全・安心なまちづくり条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第104号南三陸町安全・安心なまちづくり条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本町における安全・安心なまちづくりに関する基本理念等を定めることにより、そうしたまちづくりをさらに推進し、町民の皆様が安心して暮らせる安全な町の具体化及び具現化を図るため、新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから細部説明をさせていただきます。

本条例につきましては、本年の6月18日、全員協議会におきまして一度ご説明をしておるところですが、その後1カ月間、条例案に対する町民の意見を聴取したところであり、その意見を踏まえながら、本日審議いただきます条例案を策定したところでございます。

議案関係資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

条例案全体は、前文部分と第1章から第7章までの本文部分から構成されております。初めに、第1章、1条から3条までですが条例案の目的、定義、基本理念について記載しております。特に、1つ目の安全・安心なまちづくりの基本理念は①から③まで記載しております。ところでありますが、町、町民、事業者の役割を分担しながら相互に連携し、みずからの安全はみずからが守るという意識のもと、過去から学んだ教訓を日常の活動に生かしながら非常に備えるとともに、次の社会に伝承するものであります。

次に、2つ目の安全・安心なまちづくりに向けての基本として定める事項は、第2章第4条から第6章第21条までに記載しております。第2章、4条から7条までですが、町、町民、事業者それぞれが担う役割を明記しまして、第3章第8条におきましては子供、高齢者など要配慮者への配慮を設定しております。第4章、9条と10条であります。安全・安心の日の設定、訓練の実施を規定しております。毎月11日を安全・安心の日と位置づけ、安全・安心についての関心と理解を深めるとともに、町は毎年1回以上訓練を実施するものと位置付けております。第5章、11条から15条であります。安全・安心なまちづくりに関する事項を総合的に審議する機関として推進会議を設置することについて定めております。この部分につきましては、議員皆様に説明した原案には規定されておりましたが、町民の意見を踏まえながら新たに設けることとしたものであります。第6章、第16条から21条まで、安全・安心なまちづくりに関する意識の普及、啓発を行う職として地域安全指導員を設置することについて定めております。

次に、3つ目の意見公募手続の実施及びその結果であります。毎戸に専用チラシを配布し、7月1日から31日までの1カ月間、町民から意見を募集いたしました。13ページをおひらきいただきたいと思っております。結果いたしましては、3名の方から4件の意見の提出がございました。意見の主な内容といたしましては、地域安全指導員の定数の件、前文の用語の修正の件、それから要配慮者の追加などであり、条例案の中で所要の措置を講じたものであります。

最後になりますが、条例の施行日であります。本年10月1日から施行としておりますが、安全・安心なまちづくり推進会議関係につきましては、人選の関係もございまして、1カ月後の11月1日とするものであります。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

この案に、⑤の地域安全指導員の設置とあります。意見の要旨の中にも、ここにも出ておりますけれども、やはり10人以上となっているようなんですけれども、各地区にやはり1人ぐらい、最低でも1行政区1人というのが必要かなと思われましてけれども、この辺もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 実質、地域安全指導員につきましては、各地域の状況の取り組

みをする指導員でございませんで、町全体を含めた形での安全・安心に関するまちづくりと
いうことですので、その部分の定数ではなくて、町の安全・安心な施策を展開するための
総合的な審議する機関として推進会議のほうを設置すべきだということで、今回本案を提出
させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 推進会議をするための指導員なんですか。これ、私思うのは、地域
を安全・安心な生活をつくるための指導員とこれを見ると受けるんですけども、前に委員
がおりました指導隊とは別に、ちょっと今ど忘れしてしまったんですけども、このような
……。〔「防犯実動隊」の声あり〕防犯実動隊。はい、そうです。防犯実動隊が現在はなくな
っていますけれども、そのような位置づけと解釈していいのか。10人以内となると、町全体
を網羅して10人で足りるのかということなんですけれども、やはりこういう指導的立場に
ある人は、やっぱり各地区に1人いたほうが、町は安全・安心なまちづくりになっていくの
かなと思うんですけども。要は、人数でなくて、その地区に住んでいて安心だと思える
ような活動というのであれば、そこに1人指導員がいるんだよというだけで安心になってく
ると思うんですよ。人というのはね。そばに、この地区に例えば区長さんがいるよとか、こ
ういう安全指導員がいるよとか、民生委員さんがいるんだよとそういう形をとっただけでも
安心するんですよ、人というのは。だから、全体を10人ではなくて、そういう考え方として
捉えるのであれば、そういう安全・安心なまちづくりの基本となるのは、そういうことだと
思うんですよ。もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） まず、安全・安心なまちづくりの推進会議という部分についま
しては、現在も犯罪がないまちづくり条例の中に地域安全指導員ということで位置づけて活
動をなさっております。こちらのほうは、月の第2、第4の水曜日に青色の回転灯を設置し
まして、町内を巡視しているというふうな状況にあります。その部分につきましたは、現在
引き続きまして地域安全指導員というふうな位置づけで取り組んでいくわけですが、それを
さらに拡大しまして、防犯、交通安全、それから防災関係に広い活動を行っていただくとい
うふうなことで考えております。

それから、推進会議につきましたは、町全体の安全・安心な施策を展開する上で、どうい
う部分を柱として取り組んでいったらいいのかという部分を検討する機関と考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で、第2、第4に指導員さんたちが現在も活動しているということなので、それを引き続きやっていくという形で理解してよろしいんですね。はい、了承しました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 冒頭、課長のほうから6月18日の協議会で協議したというふうな話、あれ、やった記憶がないというか、私ね。第一、その議案として後で出てくるものに対する事前協議はよくないと言っているのね。それをやったとなったんでは、これは問題かなと思って今聞いたのね。私、そのときはいたったべかや。おれ、いた記憶がね。たしか事前協議になるということで、私ここから退席したのかな。そのとき。そのときでないべかな。おれのいないところでやったんだな、ほんではな。よくない。事前協議はよくないんだ。後で議案として出すものについて協議会というのは、よくないということを言われているのでね。やってしまったから今は何ともならないけれども、今後はね、そういうふうにならないようにね。おれ、帰ったんだね。事前協議になるということで、よくないよ。

1章から7章まで、私これ初めて説明受けるので質問したいんだけど、あとの方々は協議会でやったんでしょうから。

まず、今の前者も質問していたんですが安全指導員、今やられているのありますね。青だか、ぱかぱかと歩いていると。あの方々の仕事は一体なんですかと、問い合わせが何回か私に来ているんです。具体的に、細かいことはこれからやるんでしょうけれども、例えば日当とかなんかというのは、年額か、はあるんだけど、その活動内容、防犯という言葉も出てきたんですが、防犯ということも含まれているということなんですが、何か事件が起きたときの防犯実動隊、前のね、と内容がまた異なると思うので、その辺の位置づけというのはどんなふうになっているのかですね。まずもって、そのうちにまた質問考えておくから。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 現在も防犯に限りまして、安全・安心なまちづくり条例というものは現条例の中で位置づけられております。その条例の中で、地域安全指導員というものもうたわれていまして、先ほどお話したように月の第2、第4の水曜日に青色回転灯をしまして戸倉地区、入谷地区、それから志津川、歌津ということで、子供たちの安全とか事件が起きないように防犯活動に努めておるところでございます。

今回は、犯罪だけに限らず、大きな枠の中での改めて基本的な考え方をお示ししたいということで、今回防災とか交通安全、それらも含めて新たな基本的な理念型の条例として提案を

させていただいているというふうな状況であります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） だから、その具体的な活動内容ですよ、その方々の。私たち見ているんだけど、車で走っているのを見ます。それ以外のことが見えないんですね。だから、「あの方々は、車っこさ乗って歩くのが仕事すか」という問い合わせが来ているんですよ。何回か。私も内容よくわからないものですから。今回はまた別な形でやろうとしているんでしょうから、その仕事の内容ですよ。位置づけというか。わかるんですよ、言っているのは。条例でそれをやるということ。具体的な内容、仕事の内容はどうなのか。その責任も含めながら、どのようになっているのかね。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） とりあえず現在考えておるのは、今の防犯だけに限らないで、いろんな交通安全の街頭指導あるいは防災の訓練のときの出動協力ですね。これらとか、火災の際の協力とか、結局安全・安心な施策にかかわる事業に参加していただくようなことを考えております。この点につきましても、推進会議の中で今の地域安全指導員の仕事をどこまで実のあるものとしてやっていったらいいかということを検討しながら、推進会議のほうも進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 課長、その安全指導員のあいつ、立場というか位置づけということで聞かれていると思うんだけど、その辺は。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この条例をつくって、その中身について、活動内容はこれからやるという意味。そう語ればいいの、ほんだら。何だ、さっぱり見えないからね。これからですね。じゃあ、まあ、わかったときに報告していただきたいと思います。いいです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 済みません。一応確認なんですけれども、その条文の中で推進会議という言葉と地域安全指導員という言葉が出てきて、私の聞き違いでなければ推進会議の構成員、これは10人程度で、これは町長が任命すると条文に書いてありますね。先ほど前者の質問の中で、前者はその推進会議の委員ではなくて、地域安全指導員の定数、これも同じ10名なんですよね。というのが、少し不足しているんじゃないかというような質問で、そのお答えとして地域安全指導員というのは推進会議に出席して、町全体のことを考えるんだという答弁に私の聞き違いでなければそう聞こえたんです。ということは、その推進会議の10人と地域安全指導員という10人は、同じメンバーであるということなのかどうかだけ確認してお

きたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 地域安全指導員につきましては、推進会議の委員とはまた異なります。推進会議のほうは総合的な審議する機関として検討する部分、それから地域安全指導員は実働部隊ということで、どちらかという交通安全指導員ということで、指導隊というものがございしますが、ああいうイメージをさせていただければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） じゃあ、済みません。重ねて。推進会議はまた町全体のこと、例えばその実働部隊と言われる地域安全指導員をどのように活動してもらうかというようなことを協議するような組織であって、それとは別に、例えば回転灯を回して地域の皆さんに安心していただくような実動を伴って行動するのが地域安全指導員と。そこに、今までは交通安全のみとか、地域の見回りのみだったものが、複合的にその方々に役割を担っていただくと、そのためにこの条例を制定するんだと。済みません。条例の解釈で理解するのがちょっとおくれてしましまして申しわけありませんが、そういうことでよろしいのかどうか確認の意味で。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） そういう考え方でよろしいかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今のお話の中で、交通指導隊の今後の処遇ですか、それがどうなるのかということと、今、車で回っていらっしゃる方々は、町の委託でどこかの事業所の人たちが回っているということなんですけれども、その将来はどうなるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 地域交通安全指導員ということで、言葉がちょっと似通った地域安全指導員が今回の基本条例で位置づけられています。それから、地域交通安全指導員につきましては、また別な条例で規定しておりまして、そちらは今後も継続していくというふうな形になります。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 今、活動しています方々は、新しいこの条例が10月1日施行な

ものですから、引き続き改めて新しい条例が可決された場合につきましては、改めて任命し直ししながら活動をしていくというふうなことになります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 指導員を任命というところがありますね。17条。これ、「安全・安心なまちづくりに関する知識を有し、実行力を有する者のうちから町長が任命する」とありますけれども、今の方たちが別に悪いということではないんですけれども、ここにあるような指名をするのでは、任命をするのではないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） ただいま議員お話したように、地域安全指導員につきましては第17条の中でありますので、「知識を有し、実行力を有する者の中から町長が任命する」というふうな考え方になります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そこで確認なんですけれども、今動いていらっしゃる方々は、どこかの事業所に委託しているわけですよね。ではないんですか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 現在も8名の方が活動しておりますが、町民の方でございます。警察署にございます防犯協会のほうとはまた別でございますし、警備会社に委託している業者ともまた別となります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 2つほどですね。

この安全・安心の日というようなことで、9条の3ですか。2で安全の日は毎月11日ということですが、3でその設置の趣旨にふさわしい事業を実施するというようなことですが、今後考えていくんだらうと思うんですが、今ふさわしいと思われるその事業というのはどういうことなのか。

それ1点と、それから17条で指導員、それから前に来て12条でその推進会議の委員ですか。これ、要は推進会議と指導員というのは実行部隊が指導員だというようなことでもあります。いわゆる推進会議が頭で、実行部隊は手足だというようなそういうような解釈にもなるかと思いますが、これ、会議等に実行部隊が入ったほうが推進していく上で有効じゃないかなと考えるんですが、その辺の、ダブるといいますかね、その委員を。そういうことは考えていないのかどうかですね。

それから、推進会議の委員2年、そしてその指導員が3年というような任期なんですよ。指導員には年の報酬、これ年報酬だろうと思いますが、年だね。推進会議の場合のその報酬はどうなっているんですかね。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） まず1つは、安全・安心の日の想定でございますが、今だと例えば防災の備蓄の関係の確認をしていただいたり、あるいは家族間で防災に関する意識を話し合う機会づくり、あるいは水害等、災害等に向けた活動あるいは交通安全の講習に関する部分をちょっと考えておりますが、この部分につきましては、もう少しちょっと推進会議等の意見等も踏まえながら、いろいろ設定をしていきたいというふうに考えております。

それから、推進会議の委員と地域安全指導員を兼ねても構わないのではなかろうかというようなことでありますけれども、基本とすれば地域の実行部隊と町全体の安全・安心な施策を総合的に審議する機関の委員とは別々というふうなことで想定しております。

それから、報酬費用弁償の支給の関係なんですが、推進会議につきましては会議が主となります。ですから、非常勤の特別職の報酬の中で位置づけられている状況であります。同じ7,400円と、会議に出席した場合は1,000円というふうな形の金額であります。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 1つ目、これ、そうすると今一つの例といいますか、そういうことをやるんだというようなことですが、そうすると毎月そのメニューが出てくるわけですね。それもいろいろとあって、だんだんにそのメニューも尽きてくるのかなというようなそんな心配もあるんですが、まあ、それはそれとして、これから考えていくんだろうと思いますからそれはよろしいんですが、それで指導員と推進会議の委員はやはり基本的には別だというようなことであります。もうそれは別な考え方で任命していった場合に、情報交換等とかそういうものが必要になってくるのかなと思うんですが、そういうことによって推進会議でもそれなりに中身の濃い推進策というものが出てくるんじゃないのかなと思うんです。ぜひ、それはやっていただきたいなと思います。

それから、もう1つ、要配慮者への配慮というのがあるんですが、これいろいろ中身を見ると障害者といいますか、いろいろ弱いといいますか、弱者といいますか、そういう方々を指しているんだろうと思いますが、この方々の対応ですね、対応。いろいろプライバシーというようなこともうたわれておりますが、これは相当綿密に対応を見てあげないとうまくいかないのかなと思っているんですけれども、その辺の考え方はどうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 推進会議と地域安全指導員の意見交換につきましては、今後も当方としても必要だというふうに考えておりますが、いずれこの部分につきましては会議の中でも意見交換をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、任期の違いにつきましては、推進会議の委員につきましては会議を主体とする部分になりますので、2年と。それから、指導員につきましては、やはりいろんな研修を受けながら町民の意識啓発というものがございますので、一応3年というふうな任期の違いを設定させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろちょっと気になったところを説明いただいたんですが、できれば今の制定じゃなくて、もう少し早いほうがよかったのかなと。安全・安心ですから、町のね。もっと早くこれを提案していただければよかったのかなと。そうすれば、今もう執行されているわけなんですけど、これから急いでやるんだらうと思いますが、いろんな面でさらに気を配ってやっていただきたいなとそう思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 申しわけございません。要配慮者に対する配慮ということで、この辺につきましても保健福祉課のほうと連携しまして、地域にどれくらいの方がおるのか現在調査しまして、今後も連携しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第105号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第105号工事請負変更契約の締結についてを議題とい

たします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第105号工事請負変更契約の締結について
をご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した西田・細浦地区において実施しております防災集団移
転促進事業の造成工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要が生じたことか
ら、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基
づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議案第105号の工事請負変更契約の締結について、細部説
明させていただきます。

契約の目的につきましては、西田・細浦地区の防災集団移転促進事業の造成工事ございま
す。西田・細浦団地につきましては、造成面積が1.56ヘクタール、西田地区の方々の5つの
区画分、そして細浦地区14区画分の合わせて19区画分の造成工事を行っております。昨年8
月に工事に着手し、今月30日の工期を目指して進めているところでございます。

変更の大きな理由でございますが、発生する残土、約5万2,000立米ほどございます。この
残土処理につきましては、葦の浜漁港の防潮堤工事等に使用すべく漁港の背後地に仮置き場
を確保できたということで運搬距離が大幅に短縮したことと、もう一つは水道工事におきま
して、工事発注段階におきましては防集事業として町道葦の浜線から分岐し、国道45号に埋
設するルートで水道管を布設する予定でございましたが、当該団地の引き渡しまでに水道管
理者側の復旧・復興計画に基づきますことが可能となったということで、配水管の布設のほ
か受水槽が不要となったことが減額の大きな要因でございます。

以上、細部説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、再開をいたします。

日程第10 議案第106号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第106号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第106号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、経年劣化により今後の使用に耐えないおそれがあることから、更新することを目的として小型動力消防ポンプ積載車等を取得することについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、細部説明させていただきます。

議案関係資料15ページをお開き願います。

業務内容につきましては、更新を目的とした小型動力消防ポンプ積載車3台の購入であります。南三陸町消防団第7分団清水班及び荒砥班、並びに10分団泊浜班の小型動力消防ポンプ積載車等は、導入から30年近くが経過し、金属部分の腐食といった経年劣化により今後の使用に耐えないおそれがあるため、更新を目的とした購入をするものであります。

なお、小型動力消防ポンプ付積載車、こちらのほうは車両にポンプがついているものです。1台は清水班に、小型動力消防ポンプ積載車2台、こちらの分は改めて、ポンプ車がないものでございます。2台は荒砥班とそれから泊班に配備する予定です。

以上、細部説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第107号 町有林樹木の売払いについて

日程第12 議案第108号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第107号町有林樹木の売払いについて、日程第12、議案第108号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第107号町有林樹木の売払いについて、及び議案第108号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをご説明申し上げます。

町有林樹木の売り払いにつきましては、南三陸町森林経営計画に基づき直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） それでは、議案第107号及び議案第108号について細部説明をいたします。

本案は、町有林の適正な管理を推進するため、森林整備計画及び森林経営計画に基づいて収入間伐を行うものでございます。施行場所につきましては、議案関係参考資料の16、17ページをご参照願います。今回の計画は、歌津地区の3カ所でございます。

17ページをお開きください。

左側から1番目に上沢216の1ですが、林道樋の口線から田東山頂に向かう途中で左側の作業道に400～500メートル入った山林2.48ヘクタールです。樹齢は38、51、53年生の杉で、間伐林を3割とした材積見込みは940石です。2番目に、樋の口149の1と149の4ですが、田東山頂から行者の道周辺の山林12.24ヘクタールです。樹齢樹種は、山頂付近が58、62年生のヒノキで約1町歩、その下側が59から61年生の杉になります。材積見込みは、ヒノキが108石、杉が4,280石です。3番目、川内32の6と28の2ですが、町道宮方線から旧港橋線に入り、港石泉線との間に囲まれた町道沿いの山林5.71ヘクタールです。樹種は杉、樹齢は50、59、88年生で、材積の見込みは2,548石になります。

材積見込みにつきましては、森林組合にプロット調査業務を委託して求積しております。今回は、3カ所で20.43ヘクタールの面積に対し、20地点を選定しプロットごとに毎木調査を行っており、平均材積から全体の材積を積算した結果、合計で7,876石としております。なお、プロット調査の現地検査には、職員2名に私も立ち会いしております。

また、販売単価につきましては、森林組合における直近の販売実績単価から杉4メートルの

13物で石当たり2,850円、合板材の2メートル物で石当たり2,580円、ヒノキは最近の共販所の推移から石当たり3,750円を見込んでおります。これにより、売上金額は補助金約400万円ほどになりますが、これを含みまして2,738万5,000円、事業費は2,115万2,000円、生産額は623万2,000円を見込んでおります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

今、この林齢がほとんど50～60年となっておりますけれども、半世紀ですね。そうすると、私たちは中学校のときに植林というものをやってきました。自分たちが植えたものが、今こうやって半世紀を過ぎて売られるのかなという思いに立ちました。

そこで、この木を伐採した後の管理といいますか、植樹をするのに、今これからの人たち、中学生、小学生では無理でしょうから、中学生にそういう植樹をさせるような計画があるかどうか。そのまま森林組合さんをお願いして、いつものように木を植えていくのか。これからそういうことも、ふるさとを思う一環として、人材育成などをしていく絡みでもそういう考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） この場所は、直営生産ということで、今回の場所につきましては間伐ということで伐採するところではございませんので、山を手入れするために間引きするというふうな形になります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 間伐するというところで、間引きで、いい材料だけ切り取るという方法みたいなんですけれども、今後そういうようなところが、全部収入で伐採するというようなところがありましたら、そういう点も考慮していただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第107号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第108号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第109号 南三陸町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第109号南三陸町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第109号南三陸町過疎地域自立促進計画の策定についてをご説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、当町が平成26年4月1日に過疎地域に指定されたことから、過疎地域の自立促進に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成26年度及び平成27年度を計画年次とする過疎地域自立促進計画の策定について過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、細部説明をいたしますけれども、議員の皆様にはあらかじめ議案が配付されておりますとはいえ、本町が過疎の指定を受け計画を策定するのは初めてでございますので、経過などについて説明し、その後、議案の本編の構成あるいは事業の計画について説明をさせていただきます。若干、時間をいただくということになりますので、

あらかじめご了承をいただきたいと思います。

初めに、議案関係の参考資料18ページをお開きいただきたいと思います。

まず1番として、過疎の指定された経緯、経過でございますが、要点につきまして説明をいたします。ことしの4月1日に当町、過疎地域に指定をされました。宮城県が定める過疎の中に26年度から27年度の2カ年間、計画を策定するというところでございます。今回、過疎に指定された理由と申しますか、要件が書いてございます。まず1つは、昭和60年から平成22年までの人口の減少率、これが19%以上であること。2つ目が、平成22年から24年までの3カ年の平均の財政力指数、これが0.49以下であることと、この2点でございます。当町での上記2項目の数値でございますけれども、人口の減少率が20.66となりました。財政力指数は0.27であることから、今回の法律が改正されたことによりまして過疎に該当したということでございます。

このことによりまして、さまざまな財政支援措置が講じられるということでございます。具体的には、充当率が起債を起こす場合、100%と、それから元利償還に要する費用の70%が基準財政需要額に算入されるということになります。

2つ目は計画期間、先ほど申し上げましたが、平成26年度から27年度までの2カ年、実質1年半ということになりますが、米印で書いてありますけれども、南三陸町が独自で過疎の計画をつくるというものではなくて、宮城県が大きな過疎の自立促進方針というものを立てておりますので、その中に混じるというようなことでございます。

3つ目、促進計画の構成ということで、これは議案の別冊で既に配付をされている50ページぐらいの資料でございますが、ここには基本的な事項から始まりまして、(9)までそれぞれの分野ごとに一定のルールに沿って記載をしておりますので、後ほどお話をさせていただきます。

4つ目でございますけれども、過疎の事業債を充てる方針ということでございますが、過疎の事業につきましては、基本的には総合計画を上位計画とした町の基本政策に基づいて行われるということでございます。しかしながら、当町は現在、東日本大震災により復興計画の事業を優先して実施しているという状況でございます。当町の考え方としましては、過疎を利用する事業については、基本的には一般財源を見込んである事業に充当したいということでございます。

めくっていただきます。

ハード事業につきましては、現在、国の交付金などの有利な財源が使えないもの、それから

災害復旧の通常の枠を越える部分を補填する形として考えております。それから、ソフト事業につきましてですが、人口の減少それから定住促進を重要課題として子育てや教育などを柱とした事業を検討し、それに使っていきたいということでございます。過疎のポイントといますか特徴の一つとして、ソフト事業にも一定程度お金を借りられるというところが大きな特徴でございます。後段のほうですが、当町の規模を考えますとおおむね年間3億円程度と見込んでおりますけれども、これは非常に流動的な要素がございます。いろいろな事業が今、錯綜してございますので、大体同じような人口ベースの町を参考にいたしますと、3億円ぐらいというふうに考えております。

5番と6番につきましては、今後のスケジュールということで8月までに宮城県との内々の協議を調べております。これは、議会の議決の前にあらかじめ県と内協議をしながら素案をつくり上げるというルールになっておるものでございます。最終的には、10月をめどに国県に提出をさせていただいて、来年度から所定の手続によって過疎債を使っていきたいというようなのが概要でございます。

それでは、次に議案のほうの南三陸町の過疎地域自立促進計画という表紙の資料をごらんいただきたいと思っております。資料の構成でございますけれども、目次にありますとおり1ページから41ページまでが基本的な事項等、それから過疎の進行について記載をしております。以下、産業、交通、生活環境、福祉、医療、教育、文化など行政分野の各般にわたる現状と課題、その対策について記述をしております。項目ごとの詳しい説明につきましては、割愛をさせていただきます。

次に、42ページから52ページまでですが、これはことしと来年の事業計画を記載してございます。文字が細かくて大変恐縮でございますが、この資料には事業の内容等、それから概算の事業費、実施年度を記述する様式でございます。過疎で行う事業につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には総合計画にある事業ということになっておりますので、ここにある事業につきましては同じものをそっくり載せております。

次に、54ページ以降をお開きください。

こちらの資料ですが、26年度に行う予定の事業のリストになります。これも総合計画と同じ事業になります。

さて、当町が今年度に過疎債を充てる事業でございますけれども、58ページをお開きください。

表の下段にあるごみ収集運搬事業を予定いたしております。金額は、8,230万円であります。

この金額につきましては、平成26年度のソフト事業分として当町に配分されている上限額でございます。資料にはございませんが、ハード事業につきましてですけれども、平成26年度は過疎債を利用したハード事業は行いません。その理由ですけれども、ハード事業は現在復興関連事業でもう目いっぱいという状況でございます。交付金とか補助金、災害復旧費など必要な財源もしっかり確保されているということもでございます。また、宮城県全体の借入枠というのが、これは決まっております。したがって、当町が年度途中で例えば億単位の借り入れを起こしても、配分の額が底をつきまして、結果的に充当率が下がるというようなおそれもありますので、町の持ち出し分がふえてしまうという可能性もあります。そういった事情で、ハード事業につきましては、平成26年度は見送りとさせていただきます。このことにつきましては、宮城県との事前協議でも何度もコンセンサスをとらせていただいております。

では、最終年度の27年度でございますけれども、これもソフト事業、ハード事業とも現時点では新たな事業の予定を入れておりません。前段の参考資料でも説明したように、教育と子育てを中心とした施策について現在、検討をいたしております。年内中に各事業の優先性や計画の熟度などを見きわめながら必要と思われる事業をまとめまして、来年度の当初予算に反映をさせていきたいとそうように考えております。ハード事業につきましても、26年度と同じように交付金事業が中心となりますことから、補助裏財源のないそういった事業への有効活用について各課と協議しながら対応をまいります。

先々のこととなりますけれども、次の計画期間である28年度から32年度までの5カ年では、復興事業も峠を越えまして、町民の暮らしや低地部のまちづくりなどに過疎事業を有効に活用してまいらなければならないというふうに思っておりますし、同時にほかの起債の事業とか補助金、こういったものとの整合性を見きわめながら効率的な財政運営をしなければならないというふうに思っております。

以上でございますが、特に事業計画につきましては各課にわたっておりますので、事業の詳細い内容につきましては各担当課長に答弁をお願いする場合もでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。本案に対して伺いたいこと、確認したいことがあれば、休憩間に伺ってください。なお、本会議再開後に改めて質疑を行います。

午後2時45分 休憩

午後3時31分 開議

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 戻ってまいりましたので、政策的なことをちょっとお伺いしたいなと思います。

そもそも過疎に指定されて、その過疎債を使って何の事業をするかということなんですけれども、提案を見ますと町内のいろんな事業をまずは候補に挙げておいて、財源として一般財源の不足分に充当しようという意図があるのかなと。一応、ソフト事業などは、過疎債ですから人口減少、定住促進を重要課題として捉えるという文言はあると思います。

ただ、過疎債を発行されて行う事業は、普段、日常的に行われている事業の中から足りないものを、これはいい財源が来たなという形で使うのではなくて、過疎債でやるのにふさわしい事業に絞り込んでやってくべきなんじゃないのかなと思います。それは、来年度以降の考えにもなるんだろうと思いますので、この法案に対してということだと難しいかもわかりませんが、成功したとき、もしくはその事業がうまくはまったときに町の活力に直結するような、逆に言うと少しリスクの高い事業かもしれないことに思い切って使うという判断があってもいいのかなと。そうすることによって、過疎の指定は受けているけれども、このままではいけないんだぞ、我々はということをして行政としてアピールする狙いもひとつ達成できるのかなと思いますが、町長、お考えいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、後藤議員おっしゃったそのとおりだというふうに認識しております。

ただ、先ほども9番議員がお話になりましたように、少なくとも3割の部分、30%の部分については、これは町としての財源持ち出しになりますので、むやみやたらにこの過疎債を振り回すということもいかなものかというのがありますが、いずれおっしゃったように過疎でも頑張っているぞという、そういう施策を町としてもしっかりと打ち出していく必要があるというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それは、むやみに振り回すという、ちょっと私の言い方も少し乱暴だったかなと思うんですが、金額はその財政指数を見ながら適正に処理していかれるんだろうというふうには信頼はいたしますけれども、過疎をなくすためには若い人間に対してある程度プッシュして行って、先ほどのお話でもありましたが、3年5年でその過疎の要件から外

れるということは正直考えづらいんだらうと思いますので、そういうチャレンジであるとか民間の活力につながるような事業にぜひ投入していただきたいというのは、これは私の主張でもあり、半ばお願いにも近いものがあるのかなとも思います。ハード面とかいろんな財源に平均的におしなべて使われていく使われ方というのは、大変もったいないのかなというふうには思います。その点、もう1回いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この過疎債の問題の以前に、町として町民の皆さん方が能動的に自分たちのまちをどうつくるかということについて積極的にかかわっていただきたいということで、これまでもおらほのまちづくり事業等を含めて、あるいは企業支援も含めてやってきております。そういった中で、これからもそういった地域の住民の方々が率先して自分たちの町を一生懸命よくしていこうという、そういうことをあちこちでいろんな手を上げていただきたいなというふうに思いますので、ある意味、後藤議員も若い世代の中でいろんな活躍をされているわけですので、そういうことをこういったPRを含めてどんどん出していただければ大変ありがたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それは、自分にできることを自分の力の範囲で及ぶところというのは、私もぜひやっていきたいなと思います。

今、町民の皆さんからもなかなかいろいろ手を上げてほしいとか、やっぱり若い力が必要だというお言葉をいただきました。それは大変頼もしく思いますし、また外から、過疎に対抗するのであれば、内側でふやしていくだけではなくて、外から人を引っ張ってくるということも必要だらうと思います。そういう場合に、何か目印になるような、それこそ小さいけれどもきらりと光っているな、この町はというものであれば、やっぱり外からも人の目が引きつけられるんだらうと思いますので、この過疎債の問題だけではないかもわかりませんが、今後とも一緒に考えていけるところは力を合わせてやっていきたいなと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

41ページなんですけれども、その他地域の自立促進に関して必要な事項として、今、前者が言ったような思いもありますけれども、この中にいろんな震災復興計画のシンボルプロジェクトとして位置づけられているいろんなものが挙げられていますけれども、この具体的なイ

メージをちょっとお知らせいただきたいと思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 41ページのその他地域自立促進に関してというところの都市公園ということで、これは再三、特別委員会でも説明をしてみました八幡川の右岸という部分を中心とした整備の計画でございます。現在のところは、まだ復興長との事業調整も整っておりませんし、どれくらいの面積にするのかその規模についても調整中ということで、具体的にそのお話ができる状況にはございません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、これは都市公園事業のことを言っているわけですか。この都市公園事業以外のことでここに書いてある津波の教訓伝承、それから被災者への生活支援、命を守ロードというんですか、まちの賑わい復活、支援や応援をいただいた人々へのきずな感謝の視点というようなことが書いてありますけれども、ここの都市公園以外の事業というのがありますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、1点目の都市公園事業なのかということで、そのとおりというのでございます。

それから、それ以外の部分につきましては、現在検討中というのでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第110号 町道路線に認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第110号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第110号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業により歌津字港地区長羽団地、歌津字中野地区堺団地、志津川字平貝地区荒砥団地、志津川字袖浜地区袖浜団地、及び志津川字深田地区平磯団地の団地内道路並びに三陸縦貫自動車道、三陸沿岸道路、熊田地区つけかえ道路を町道として認定し、地域の交通の発達と公共の福祉の増進を図りたいため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第110号について細部説明をさせていただきます。

これまでの議会でもご説明申し上げておりますけれども、防集団地事業で整備をされた道路につきましては町道として認定をし、維持管理に当たるという方針であることを皆様にご説明しているところでございます。今回も6団地完成した団地がございますので、その団地に係る道路につきまして認定の提案をしております。それにあわせまして、三陸道路、整備事業で法定外道路がございましたけれども、その機能保障ということで事業の中で整備をさせていただいた部分がございます。それらもあわせて今回、認定をするものでございます。

議案書の68ページをお開き願いたいと思います。

記載されておりますのが、防集団地6団地8路線が上から記載をされておまして、一番最後に三陸道に係る部分の路線が記載されております。幅員、延長等につきましては記載のとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

議案関係資料の20ページから25ページまで、関係する図面等を載せております。赤く着色している部分が今回認定する部分でございまして、丸印が道路の起点、それから三角印の部分が終点というふうに表示をしているところでございます。

20ページにつきましては、長羽団地に係る部分でございまして、1号路線それから2号路線、それぞれ記載のとおりでございます。

以後、21ページにつきましては堺団地でございます。

22ページが、荒砥団地の1号線と2号線でございます。

23ページにつきましては、袖浜団地の1号線、それから2号線でございます。

それから、24ページ、平磯団地でございます。

あと、最後に25ページでございますけれども、この線について先ほどご説明したとおり三陸道で整備をした部分、町が引き継ぎを受けましたので、その分を今回認定するものでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回は、防集団地の道路、町道の認定ということです。町道の認定ということで、各路線出てくるということでしたので、陳情書が出ておる路線ありましたね。何か、未来道とか何とかとね。あれは、もう陳情書が出て、議会で委員会に付託して採択になって、本会議で満場一致で採択になって、この路線を見ると陳情書が出ている路線ではないんですよ。町が指定しているんです。これも大事ですけども、やはり住民が望んでいる道路を早く認定してやらないとよくないのかなという思いがあるんですが、課長、大体の目安でいいですから、いつごろぐらいが、地域住民が希望されているようなことになるのか。やっぱり議員として、いつになるかわかりませんよ、あんたたちには無駄だったねなんていうことのないように話したいので、ちょこっとでいいからいつごろを目安でやりますぐらいはないですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 認定についての採択をご検討いただいたということは記憶にございますし、それでそのとき地域の皆様には、たしか附帯意見がついているということもお伝えをしております。いずれその辺の考え方もありますので、近々地域でのお話し合いをしたいということで地域には伝えているところでございます。その結果をもって、可能であれば認定の議案を出すにもいろいろ調査が必要でございますので、その辺の関係予算をお願いしてみたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 附帯意見ですが、あのときはスムーズに私も採択もらえるのかなと思って意見も出さなかったんですが、議会が附帯意見を出すということが、今そこで戻すわけにもいきませんけれども、そうしてみると課長は附帯意見がついているということは、議会が附帯意見を出しているということをお話したということ。町からの意見として話したんじゃない、あのとおりに議会で附帯意見をつけているよということをお話したんですか。その辺が

どうも心配というか、我々も説明するのにどうしたらいいのか、その辺です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、町の考えだという話にはなるわけでございまして、それは言われたからどうこうではなくて、基本的な考えについてお話をさせていただいておりました。当然、委員会のほうの調査があったわけでございますけれども、事前にその辺も含めて地域の皆様と、皆様というよりも代表の方なんですけれども、どういう形でその地域では考えて、どういう取り組みができるか事前協議はさせていただいて、その委員会のほうには臨ませていただいております。

結果として、町の考え、これまでの関連もございますので、そういう形でお願いをしたいんだということをお話をしているところでございます。代表の方々は、そうであれば我々も一定の努力は惜しまないという回答をいただいているところでございます。ただ、所有者全員の方の同意ではないので、そこはやはり地権者の方と皆様と膝を割ってお話し合いはして、最終的な形を見つけていきたいというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただければというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） もう少しということで、町長、町長のほうにも住民の代表の方々から直接陳情を受けて、町長もいい返事をされたということでもありますので、早速担当課、これは副町長のほうかな、計画を立てて予算を出すようですので、速やかにひとつ事業が着工されますようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員もとくとご承知で、宿題も当然ある路線でございますので、宿題が解決しなければなかなか前に進めないという現実がございますので、そこはひとつ、とくとご承知ですのでご理解をいただきたい。その分に、こちらのほうで汗をかくのは汗をかくということですので、ご理解をいただきたい。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第111号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第111号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第111号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の千葉力氏が本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第112号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第112号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第112号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の西條勗氏が本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第113号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第113号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第113号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の及川透氏が本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。

卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時55分 延会